

福 島 県 知 事 様

福島県商業まちづくり審議会長

福島県商業まちづくり基本方針について（答申）

平成29年12月21日付け29産第2607号で諮問のあったこのことについては、審議検討の結果、別紙「福島県商業まちづくり基本方針改定（案）」のとおり答申します。

なお、今後の商業まちづくりの推進に当たっては、以下の点について、格別の配慮を行うよう要望します。

記

- 1 今後、更なる人口減少・急速な高齢化の進行が予測される中で、引き続き「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向け、遊休不動産の有効活用や若者がチャレンジできる環境づくりを進め、まちなかに「楽しく過ごせる場所」や「歩きたくなる環境」を整備することで、県民が買い物や人々との交流などを通して楽しさが実感でき、歩いて健康的に暮らせるまちづくりに積極的に取り組むこと。
- 2 商業まちづくりに関する施策の推進にあたっては、地域包括ケアシステムをはじめとする福祉や公共交通などの他の政策分野と連携を図りながら、原子力災害等の避難地域における商業環境の整備や中山間地域等における買い物困難者対策など、地域ごとの現状や課題に適切に対応すること。
また、連携中枢都市圏や定住自立圏などの圏域においては、商業振興やまちづくりの共通課題の解決に向けて、広域的な連携を深めるなど、総合的に取り組むこと。
- 3 特定小売商業施設の基準店舗面積や立地の誘導及び抑制に関する見直しについては、見直し後の影響を懸念する意見もあることから、大規模商業施設の出店動向、中心市街地の商店街や県民生活等への影響について検証を行い、商業まちづくり推進条例の理念に基づく特定小売商業施設の適正な配置に向けて、必要な措置を検討していくこと。